

藻 類

THE BULLETIN OF JAPANESE
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和 45 年 12 月 December 1970

目 次

イソムメドキの孢子発生.....	大 森 長 朗	103
スズシロノリ (コノハノリ科) は <i>Holmesia</i> ではない〔予報〕	三 上 日出夫	108
マクサ, オオブサおよびハイテングサの雄性生殖器官 造果器・嚢果の発達からみたカワモヅク科数種の類縁	赤 塚 伊佐武	112
.....	熊野 茂・瀬戸良三・広瀬弘幸	116
本邦南海産クジャクノハネモ属植物二種について.....	糸 野 洋	121
本邦南海産ヒラシオグサ属植物二種について.....	糸 野 洋	127
北海道淡水産緑藻ヒビミドロ科の 3 種について.....	芳 賀 卓	131
北海道産緑色鞭毛藻類.....	庵 野 谷 田 晃 蔵	137
日本海における飛鳥の海藻について.....	野 藤 光 邦	142
越後粟嶋の海藻.....	野 藤 光 邦	147
隠岐諸島産の海藻について.....	萩原 修・広瀬弘幸・梶村光男	154
<i>Porphyra leucosticta</i> THURET について.....	月 館 潤 一	164
除珪藻剤酸化ゲルマニウムがノリ糸状体の生育に およぼす影響.....	切 田 正 憲	167
新しい海藻培養液 SWM-III について.....	尾 形 英 二	171
岡村金太郎先生とキール大学.....	尾 形 英 二	174
新著紹介: 「水産植物学」.....		136
日本産藻類分布資料.....		176
催しと消息.....		176
第 7 回国際海藻学会議準備経過報告.....		176
学会録事.....		177

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会々則

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催（年1回）
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員（藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの）。
2. 名誉会員（藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの）。
3. 特別会員（本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの）。

第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費800円を前納するものとする。但し、名誉会員（次条に定める名誉会長を含む）及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は3米ドルとする。

第9条 本会には次の役員を置く。

会長 1名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。

役員任期は2ケ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き3期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。（付則第1条～第4条）

本会に名誉会長を置くことが出来る。

第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。

第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。

第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

（付 則）

第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める（その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る）。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。

第2条 評議員の選出は次の二方法による。

1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の1/3を越えることは出来ない。

地区割は次の7地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区（新潟、長野、山梨を含む）。中部地区（三重を含む）。

近畿地区。中国・四国地区。九州地区（沖縄を含む）。

第3条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。

第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。

第5条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻800円、分冊の場合は各号270円とし、非会員の予約購読料は各号400円とする。

第6条 本会則は昭和44年4月1日より施行する。

投稿の注意

会員諸君から次の事柄をお含みの上投稿を期待します。

1. 藻類に関する小論文・綜説・論文抄録・雑録など（すべて和文、但し外国会員はこの限りでない）を掲載します。
2. 原稿は簡潔に書き、小論文・綜説は図・表・摘要・文献を含めて印刷6ページ以内、論文抄録・紀行文・雑録その他は3ページ以内を原則とします。印刷1ページは400字づめ用紙で約3枚です。原稿には表題の欄外見出し及び脚註として著者所属とその所在地を添えて下さい。
3. 原稿の掲載の取捨・順序・体裁・校正は役員会に一任して下さい。著者校正は初校に限ります。
4. 原稿は次の体裁を基準にして下さい。
 - a) 平仮名まじり、横書き、A-4、400字詰原稿用紙をもちいて下さい。
 - b) 図はすべて原図を送って下さい。コピーはうけつけません。図中の文字は適当な大きさの活字をはるか、黒インクでていねいに書いて下さい。図の説明は別紙とし、図を入れる位置を本文中に明示して下さい。図の裏にはすべて著者名・表題・図番号・希望縮尺を記入して下さい。図の倍率数値はすべて縮少後のものにして下さい。図及び表はなるべく印刷仕上りの横巾最大5cm又は10cmになるよう配慮して下さい。
 - c) 小論文・綜説に限り、著者の英文名・英文題目及び200語以内の英文摘要（A-4、タイプ、ダブルスペースによる）をつけて下さい。和文要約は不要です。外国会員の場合編集部でその要約を邦訳することがあります。
 - d) 数字はアラビア数字をもちい、数量の単位はメートル法によります。学名などイタリック活字にするところはアンダーライン1本、人名などで small capital にするところはアンダーライン2本、ゴシック活字にするところは波状アンダーライン1本を記入して下さい。

(例) Batrachospermum ectocarpum Sirodot, Summary, sec, min, hr, μ , m μ , mm, cm, m, μ l, ml, l, μ g, mg, g, N, M, ppm, lux, w, amp, g (gravity) 25°
 - e) 文献はおわりに一括し、引用順に番号をつけ、文中の該当人名、または事項の後に 1), 2-5), 3, 10) のように肩書きし、形式は次の例にならして下さい。
- 1) Iyengar, M.O.P. (1940) On the formation of gametes in Caulerpa. Jour. Ind. Bot. Soc., 18: 191-194.
- 2) Fritsch, F. E. (1935) Structure and reproduction of the algae 1. Cambridge Univ. Press, London : 1-791.
- 3) Hutner, S. H. and Provasoli. L. (1951) The phytoflagellates. In Biochemistry and Physiology of Protozoa 1 (A. Lwoff, ed.). Acad. Press, New York : 27-128.

- 4) 秋山優・佐川紀子 (1970) 本邦産土壤藻類 Zigogonium の生態学的特性. 藻類, 18:15-20.
- 5) 猪野俊平 (1947) 海藻の発生. 北隆館, 東京: 1-255.
- 6) 森村祐次 (1965) 微細藻類の培養法. 藻類実験法 (田宮博・渡辺篤編). 南江堂, 東京: 46-67.
5. 別刷の費用は著者負担とします。但し, 小論文・綜説に限りその50部分の費用は学会で負担します。
6. 原稿は雑誌発行ののちに返送します。
7. 学会に関する通信は (〒657) 神戸市灘区六甲台町 1-34, 神戸大学理学部生物学教室 室内本会庶務, 会計又は編集幹事宛とし, 幹事の個人名は一切使用せぬよう注意して下さい。

会 告

第18回総会において昭和46年度より会費を次の如く改正することに決りましたのでお知らせします。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 国内会員 | 1,200円 |
| (2) 外国会員 | 4.5米ドル |
| (3) バックナンバー 各巻 | 1,200円 |
| (4) 予約購読料 (非会員の誌代) 年間 | 1,800円 |